

評価制度の抜本改革

(1) 評価を通じた質の保証・向上の促進

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

平成24年6月
文部科学省「大学改革実行プラン」

【現状】

現在の認証評価は、法令適合性など最低基準の確認が中心。

- 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価への転換。
- 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信すること。
- 認証評価を通じて学習成果の把握・検証を促進すること。

【施策】

①機能別評価の導入 ～多様な大学の状況に応じた評価へ～

大学の多様性に対応した評価を行うため、最低限の質保証のための評価を簡素化し、特定の教育研究活動(国際的な教育活動、教養教育、地域貢献等)に重点を置いた評価を実施。
⇒新たな評価の類型として、特定の教育研究活動に重点を置いた評価を位置付け。

②大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発

大学の強みや特徴を明らかにし、大学間や専門分野間で比較可能で、客観的な指標を開発。
⇒各大学における機能強化等の達成目標、大学関係予算の採択・配分、機能別評価の評価指標として活用。

③学習成果を重視した評価 ～インプット中心から、プロセス・アウトカムを重視した評価へ～

教育目的や教員数など、教育研究環境を中心とした評価から、教育研究活動の状況や教育研究の成果、成果把握とそれによる改善を中心とした評価への発展を促進させる。
⇒認証評価機関が教育研究成果の評価に対応できるよう、実態把握の手法を開発するとともに、共通の評価内容として教育研究成果を位置付け。

(2) 評価の効率化

【現状】

大学は、複数の評価に対応しており、評価疲れなどの指摘。

- 情報公表や評価制度間の連携を図ることにより、評価業務の効率化を図ること。

【施策】

①「大学ポートレート」の活用 (※ 平成24年度から先行実施、平成26年度から本格実施)

「大学ポートレート」等を用いて、積極的に情報公表に取り組む大学については、認証評価機関の判断により、評価を簡素化できるようにする。⇒認証評価を簡素化するための要件や共通的な仕組みを規定。

②認証評価と国立大学法人評価の一体的実施

国立大学法人の中期目標の達成状況の評価にあたり、認証評価と一体的に実施し、その結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

⇒国立大学法人評価において、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

(3) 社会との関係の強化

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

【ピアレビューを前提としながら、幅広い関係者の声を反映する仕組み】

- 認証評価において、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く
- 認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する
- 評価制度の不断の改善のための調査研究の実施

認証評価機関の共通的な取組として位置づけ

大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)

データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築

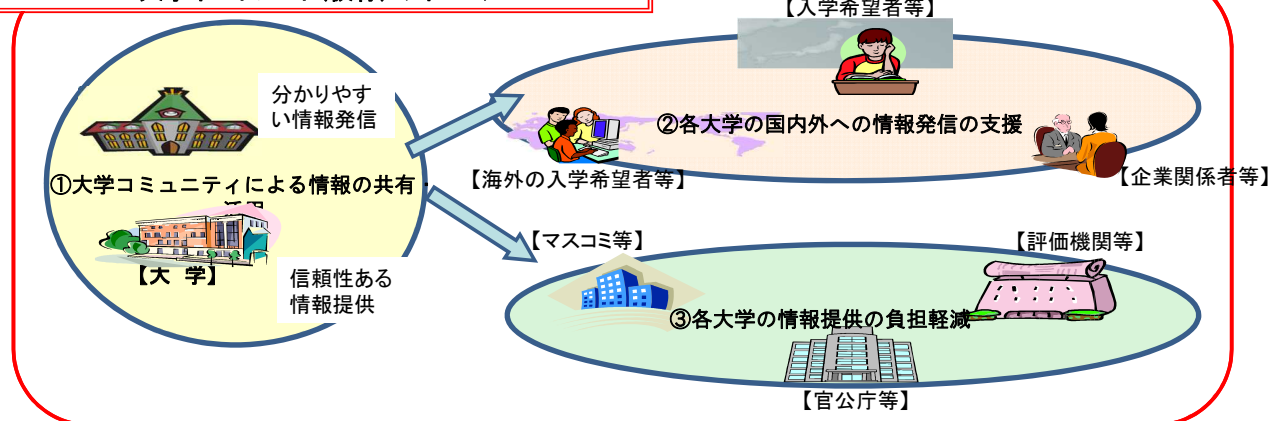
【趣旨】：大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。

大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者に分かりやすく発信。
基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し大学の業務負担軽減。

【運営】：大学と大学団体の参画による自主・自律的な運営体制

平成24年6月
文部科学省「大学改革実行プラン」

大学ポートレート(仮称)のイメージ



【運営体制】

- 大学教育の質保証を担う新法人にセンターを設置
- 大学団体、評価機関などによる自主的な運営体制
- 高校関係者などユーザーの意見の反映

【整備のスケジュール】

- 平成24年度
→基礎的な情報発信の先行実施
- 平成26年度
→本格実施

【収集・発信する情報】

- 統計調査の基礎的な情報
- 公表が義務化された9項目
- 大学評価で求められる情報
- 官公庁、マスコミ等から重複して求められる情報

運営委員会の方針に基づき運営



大学ポートレート（仮称）準備委員会の検討経過（概要）

平成24年11月27日
中教審大学分科会（第111回）資料

検討経緯

- 平成23年8月 「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」が教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築を提言
- 平成24年2月 「大学ポートレート（仮称）準備委員会」を設置し検討開始
- 5月～10月 準備委員会の下に専門的な調査審議を行うワーキンググループを設置し「教育情報の公表」を中心に議論
- 11月14日 ワーキンググループが「検討経過報告」を取りまとめ、準備委員会に報告

「大学ポートレート（仮称）準備委員会ワーキンググループ検討経過報告」

基本的な考え方

- 参加・不参加は各大学の任意
- 公表・活用の主眼は教育情報とする
- 情報収集に当たり大学の作業負担を増加させない工夫を行う
- 平成26年度の本格稼働後も継続して改善・改良を加える

公表する情報

- 学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報
- 外部評価の結果（認証評価、国立大学法人評価等）
- 大学進学希望者や保護者等の関心の高い情報
- 大学等の特色が分かる情報

公表の目的とステークホルダー

- 大学教育を取り巻くステークホルダー、中でも大学進学希望者とその保護者等に分かりやすいものとなるよう構築することが適当

公表の形式

- 数値に加えて文字・図・グラフ等を活用。画一的なランキングにならないようペーパービュー形式が適当
- キャンパスの所在地や学問分野などの共通枠組の中で国公立を通じた検索を可能とする
- 大学の作業負担への配慮と公表情報の充実の観点から、各大学HPへのリンクを活用

今後のスケジュール

- 平成24年度中に国公立大学の学校基本調査の情報を発信
 - 平成26年度から、「大学ポートレート（仮称）」の本格稼働
 - 今後とも、大学ポートレート（仮称）の**改善・充実**に向けて準備委員会等で継続的に検討
- ※今後の主な検討課題
- ①大学における教育情報の活用、②大学ポートレート（仮称）の運営体制の在り方、③各大学向けのガイドラインの作成、④多言語での公表の方策等

4. 我が国の大学のグローバル化の促進

(1) 大学のグローバル化をめぐる背景

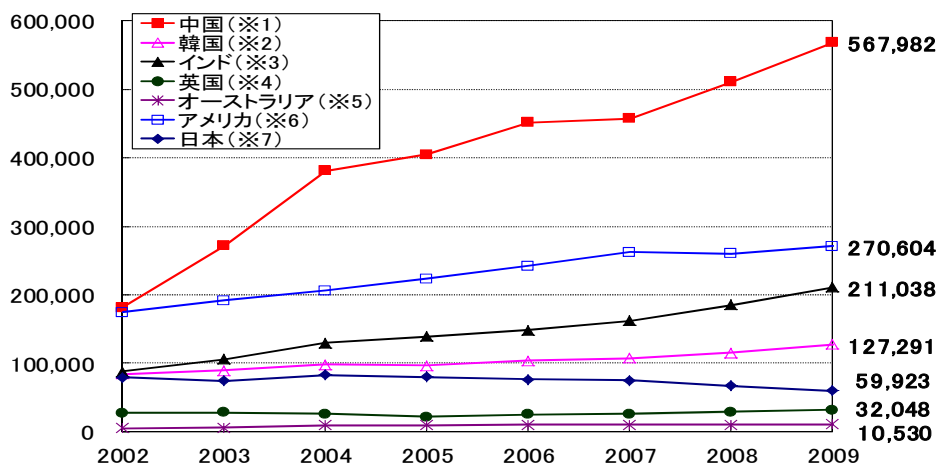
拡大するStudent Mobility

過去30年間で、全世界の留学生数は大幅に増加し、1975年の80万人から2009年の412万人へ、5倍以上の増加



出典: OECD, "Education at a Glance 2012" Box C4.1

各国における学生の海外派遣者数推移



出典)
 (※1)~(※5): OECD「Education at a Glance」
 (※6): IIE「OPEN DOORS」
 (※7): 米国はIIE「OPEN DOORS」、中国は中国教育部、その他の国はOECD「Education at a Glance」、UNESCO「Institute for Statistics」

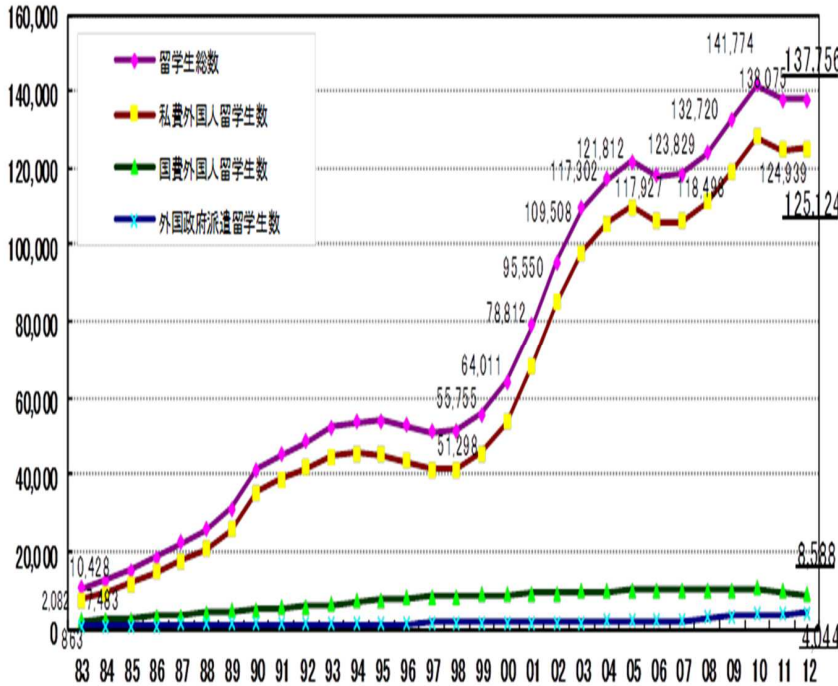
我が国の外国人留学生の受入れの現状

○ 推移

各年5月1日現在

○ 出身国・地域別

平成24年5月1日現在

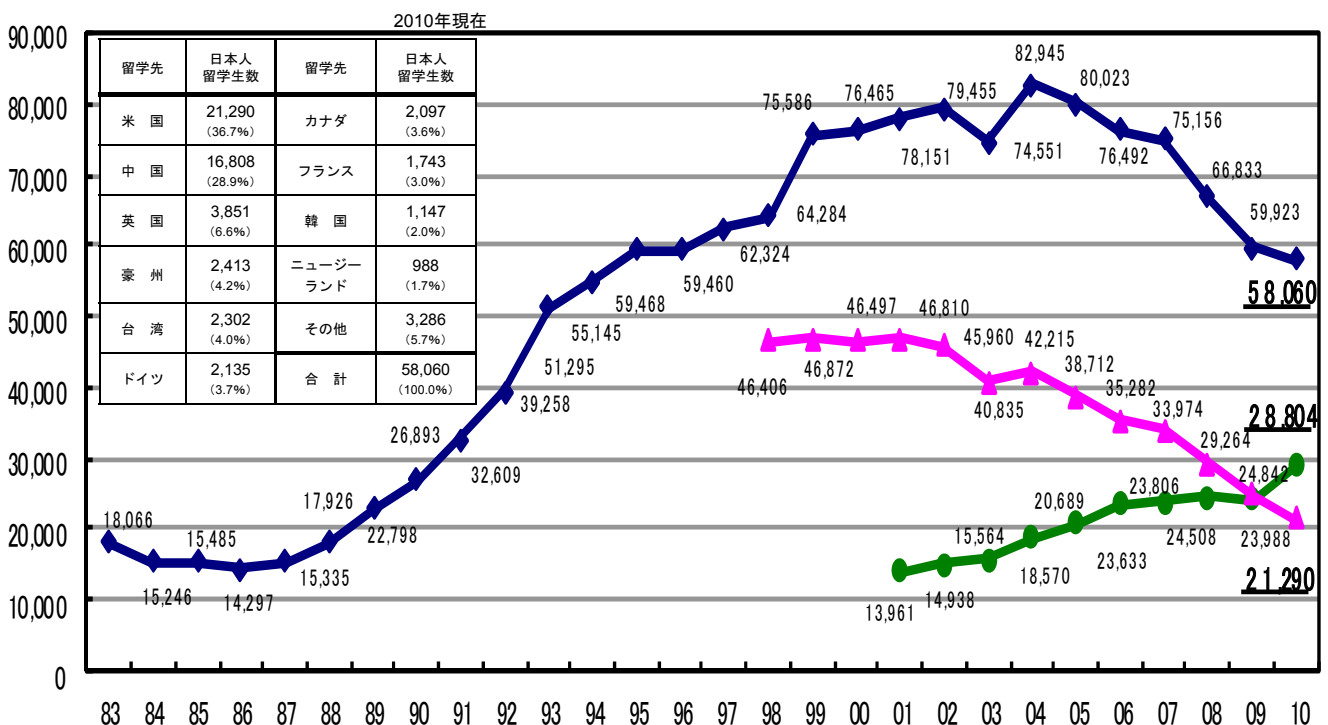


国・地域名	留学生数	国・地域名	留学生数
中国	86,324 (62.7%)	インドネシア	2,276 (1.7%)
韓国	16,651 (12.1%)	タイ	2,167 (1.6%)
台湾	4,617 (3.4%)	米国	2,133 (1.5%)
ベトナム	4,373 (3.2%)	ミャンマー	1,151 (0.8%)
ネパール	2,451 (1.8%)	その他	13,294 (9.7%)
マレーシア	2,319 (1.7%)	合計	137,756 (100.0%)

(出典：日本学生支援機構調べ)

日本人学生の海外留学の現状

海外留学する日本人学生数は、2004年の8.3万人をピークに2010年は28%減の6.0万人。米国への減少が著しい。一方交流協定による交流は増加。

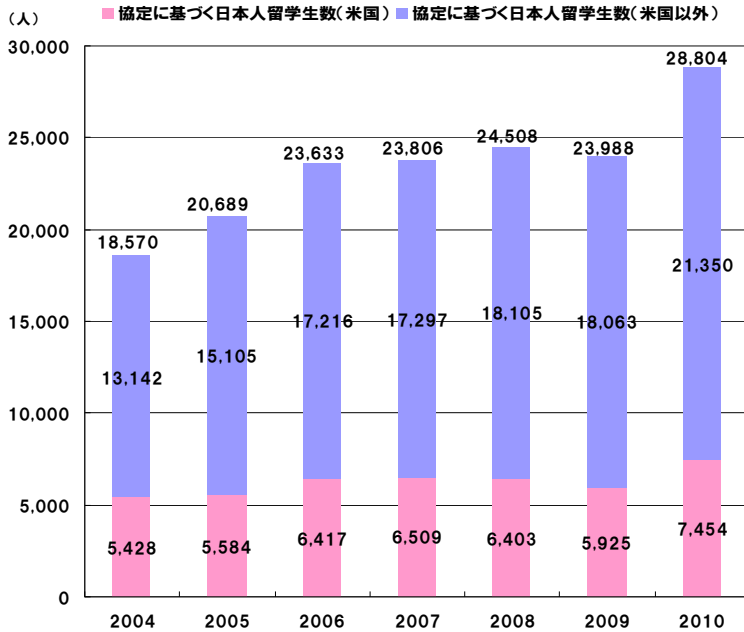


大学間交流協定の締結状況

日本人の海外留学が減少する中、海外の大学との大学間協定の数は増加しており、協定に基づく日本人学生の留学は増加している。

大学間協定に基づく日本人留学生の留学状況

協定数の推移



	国立	公立	私立	総数
2007年度	5,407	519	6,914	12,840
2008年度	6,335	600	7,932	14,867
2009年度	7,463	729	8,979	17,171

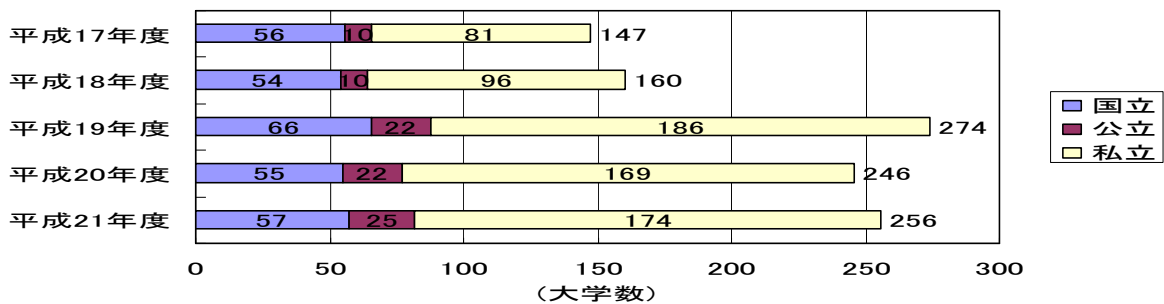
締結相手国の上位5カ国 (2009年度)

順位	国名	件数	割合(%)
1位	中国	3,373	19.6
2位	米国	2,534	14.8
3位	韓国	1,905	11.1
4位	英国	835	4.9
5位	フランス	754	4.4

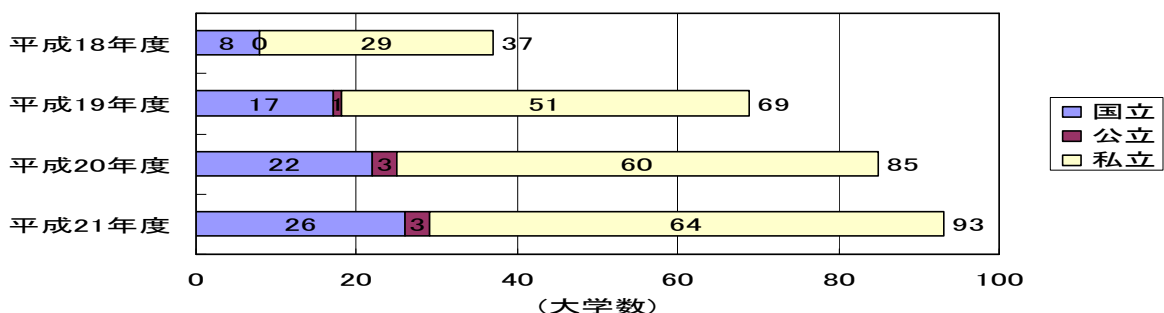
出典：日本学生支援機構「協定等に基づく日本人留学状況調査」

我が国の大学の国際化の状況(単位互換、ダブル・ディグリー)

○国外大学等と交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学



○国外大学等と交流協定に基づくダブル・ディグリー制度を導入している大学

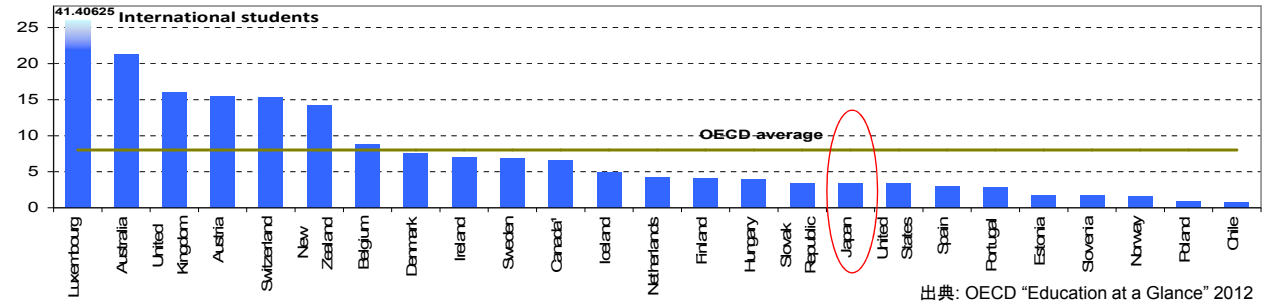


(出典)文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

諸外国における留学生の占める割合と外国人教員比率の状況

学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は8%であるのに対して、日本は3.7%にとどまる。

○留学生の占める割合



外国人教員比率は有力大学の多くで20%を超えている。

○先進国における外国人教員数・比率

	日本全体	UCバークレー	MIT	ハーバード	イエール	ケンブリッジ	オックスフォード
全教員数	368,878	1,772	1,522	3,788	2,902	4,090	4,553
外国人教員数	19,196	528	112	1,119	899	1,699	1,775
割合	5.2%	29.8%	7.4%	29.5%	31.0%	41.5%	39.0%

出典: 「Times Higher Education - QS World Ranking 2009 Top 100 Universities」QS Quacquarelli Symonds Limited
「学校基本調査 (H24年度)」

日本人学生の留学に関する主な障害

日本人学生の留学に関する主な障害として、①就職、②経済、③大学の体制に関することが挙げられている。

※国立大学協会国際交流委員会留学制度の改善に関するワーキング・グループが、各国立大学に対して留学制度の改善に関するアンケートを実施。
※本調査項目には87大学が回答。
※平成19年1月

- ①就職
- ②経済
- ③体制

	件数	比率 (87大学中)
帰国後、留年する可能性が大きい	59	67.8%
経済的問題で断念するケースが多い	42	48.3%
帰国後の単位認定が困難	32	36.8%
助言教職員の不足	23	26.4%
大学全体としてのバックアップ体制が不備	21	24.1%
先方の受け入れ大学の情報が少ない	9	10.3%
両親、家族の理解が得られない	7	8.0%
指導教員の理解が得られない	3	3.4%
その他	27	31.0%

東京大学の学生を対象とした調査等においても、これらが障害となっていることが裏付けられている。

大学進学者の留学意向

◇留学したいと思う理由

- 1位: 自分の視野や考え方を広げたい (75%)
- 2位: 英語(外国語)で会話ができるようになりたい (74.1%)
- 6位: 就職の時に役立つ (34.6%)

◆留学したいと思わない理由

- 1位: 費用が高いから(費用がかかるから) (47.9%)
- 2位: 英語(外国語)が苦手だから (44.3%)
- 3-5位: 海外治安に不安、日本で勉強できれば十分、そもそも留学を考えたことがない (各29%台)

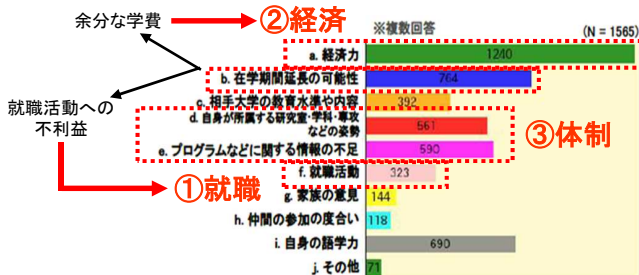
◇希望する留学タイプ

- 1位: 3ヶ月~1年未満 2位: 長期休暇を利用 3位: 1年以上滞在

2011年7月リクルート社「大学進学者の留学意向」
(高校生の進路選択に関する調査より、有効回答数10,882)

海外留学を見送る要因

「東京大学国際化白書」(2009年3月・東京大学)より



コミュニケーションツールとしての英語の必要性

TOEFLスコア(iBT)の国別ランキングでは、日本は163カ国中137位、アジアの中では30カ国中28位と低位置に甘んじている。

TOEFL (iBT) の国別ランキング

<全体順位>

順位	国名	TOEFLスコア
1位	オランダ	100
2位	シンガポール	99
3位	オーストリア ベルギー デンマーク	98
	・	
	・	
70位	韓国	82
	・	
	・	
102位	中国	77
	・	
	・	
137位	カメルーン クウェート 日本	69
	・	
	・	
163位	ガンビア	58

※TOEFL(iBT)は120点満点

<アジア内順位>

順位	国名	TOEFLスコア
1位	シンガポール	99
2位	インド	92
3位	パキスタン	90
	・	
	・	
7位	韓国	82
	・	
	・	
14位	中国	77
	・	
	・	
27位	タジキスタン	70
28位	日本	69
29位	カンボジア	68
30位	ラオス人民民主共和国	66

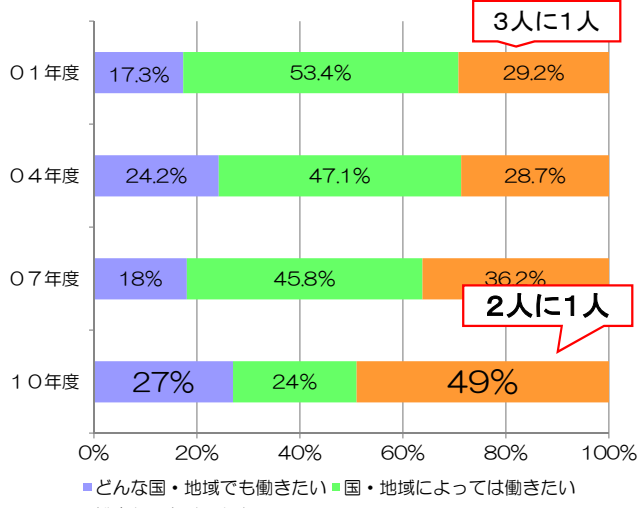
ETS-Test and Score Data Summary for TOEFL Internet-based and Paper-based Tests
JANUARY 2011-DECEMBER 2011 TEST DATA

意識の「内向き」志向

- ・新入社員のグローバル意識も内向き傾向の指摘。2人に1人は「海外では働きたくない」と考えている。
- ・20代—30代の海外に対する受容性については、新興国や発展途上国での就労を希望する若者の割合は低い。

新入社員のグローバル意識：二極化？

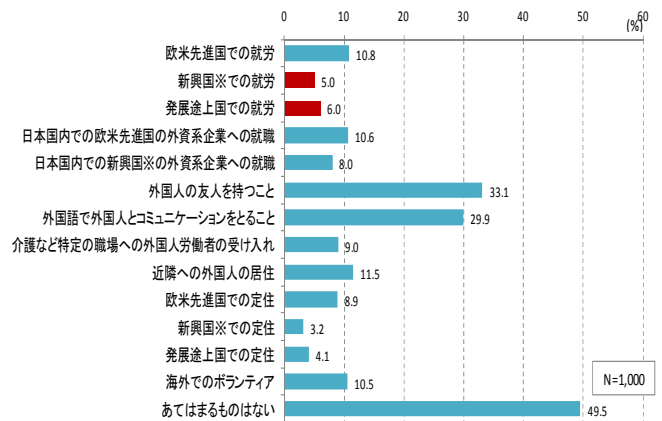
「海外で働きたいと思うか」



出典)学校法人産業能率大学「第4回 新入社員のグローバル意識調査」(2010年7月)

20代—30代の海外に対する受容性

あなたは以下のようなことについて取組みたい(前向きに受け止めたい)気持ちはありますか。次の中からあてはまるものをすべてお知らせください。



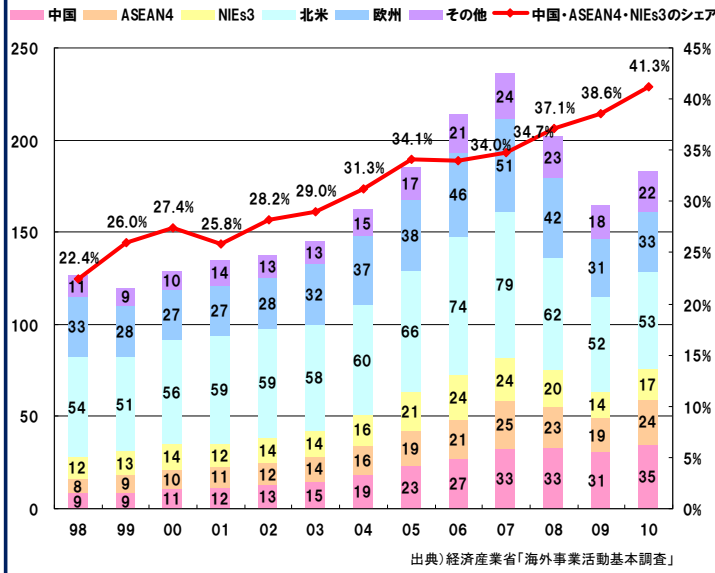
出典: 野村総合研究所「若者の生活意識に関するアンケート調査」

注)※「新興国」とは、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)やVISTA(ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコ、アルゼンチン)等の経済発展している国々

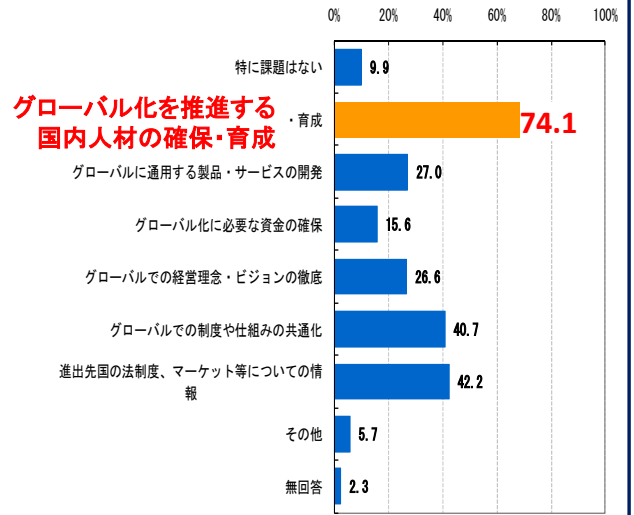
日本企業の海外進出と「グローバル人材」への需要

- ・日本企業の海外現地法人売上高は98年度以降増加傾向を示していたが、リーマンショック後の2年は減少している。また、東アジアマーケットが占める割合は98年度から09年度にかけて19ポイント増加している。
- ・海外拠点を設置・運営するに当たり、4分の3近い企業が「グローバル化を推進する国内人材の確保・育成」を課題として挙げている。

日本企業の海外売上高及び東アジアマーケットシェアの推移



海外拠点の設置・運営にあたっての課題



出典) 経済産業省「グローバル人材育成に関するアンケート調査」(2010年3月) アンケート回答企業: 259社(上場企業 201社、非上場企業 58社)

世界大学ランキング

Times Higher Education「World University Rankings」(2012年10月発表)

順位	大学名	教育 (30.0%)	国際 (7.5%)	産学連携 (2.5%)	研究 (30.0%)	論文引用 (30.0%)
1	カリフォルニア工科大学	96.3	59.8	95.6	99.4	99.7
2	オックスフォード大学	89.7	88.7	79.8	98.1	95.6
2	スタンフォード大学	95.0	56.6	62.4	98.8	99.3
4	ハーバード大学	94.9	63.7	39.9	98.6	99.2
5	マサチューセッツ工科大学	92.9	81.6	92.9	89.2	99.9
27	東京大学	87.9	27.6	59.0	89.9	71.3
54	京都大学	77.1	26.3	76.4	74.8	57.8
128	東京工業大学	58.0	29.6	65.3	56.1	52.0
137	東北大学	57.7	32.0	80.7	55.6	48.9
147	大阪大学	59.5	23.6	69.6	55.7	46.4

様々な世界大学ランキングが存在。日本の大学は国際化について低評価傾向。教育・研究双方の総合的競争力強化が不可欠。

(参照) <http://www.timeshighereducation.co.uk/world-university-rankings/>

【評価指標】

- ①教育 (研究者による評価、教員当たり学生数等)
- ②国際 (外国人教員比率、外国人学生比率等)
- ③産学連携
- ④研究 (研究者による評価等)
- ⑤論文引用

QS「World University Rankings」(2012年9月発表)

順位	大学名	①:40%	②:10%	③:20%	④:20%	⑤:5%	⑥:5%
1	マサチューセッツ工科大学	100	100	99.3	99.9	86.4	96.5
2	ケンブリッジ大学	100	100	97.0	98.3	98.2	96
3	ハーバード大学	100	100	100	98.6	90.0	78.4
4	ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン	99.6	95.6	94.0	98.4	96.3	99.9
5	オックスフォード大学	100	100	89.4	100	98.0	95.8
30	東京大学	100	97.6	73.1	89.3	11.1	25.8
35	京都大学	99.8	81.1	70.0	92.6	15.5	21.9
50	大阪大学	91.4	69.6	62.1	91.7	15.4	20.3
65	東京工業大学	76.1	74.5	70.8	79.8	14.3	38.0
75	東北大学	76.4	66.0	54.4	96.8	22.3	25.3
86	名古屋大学	69.5	64.2	68.6	88.0	17.7	29.0

外国人教員の増加、外国人留学生の受入れ拡大など、大学の徹底した国際化が課題

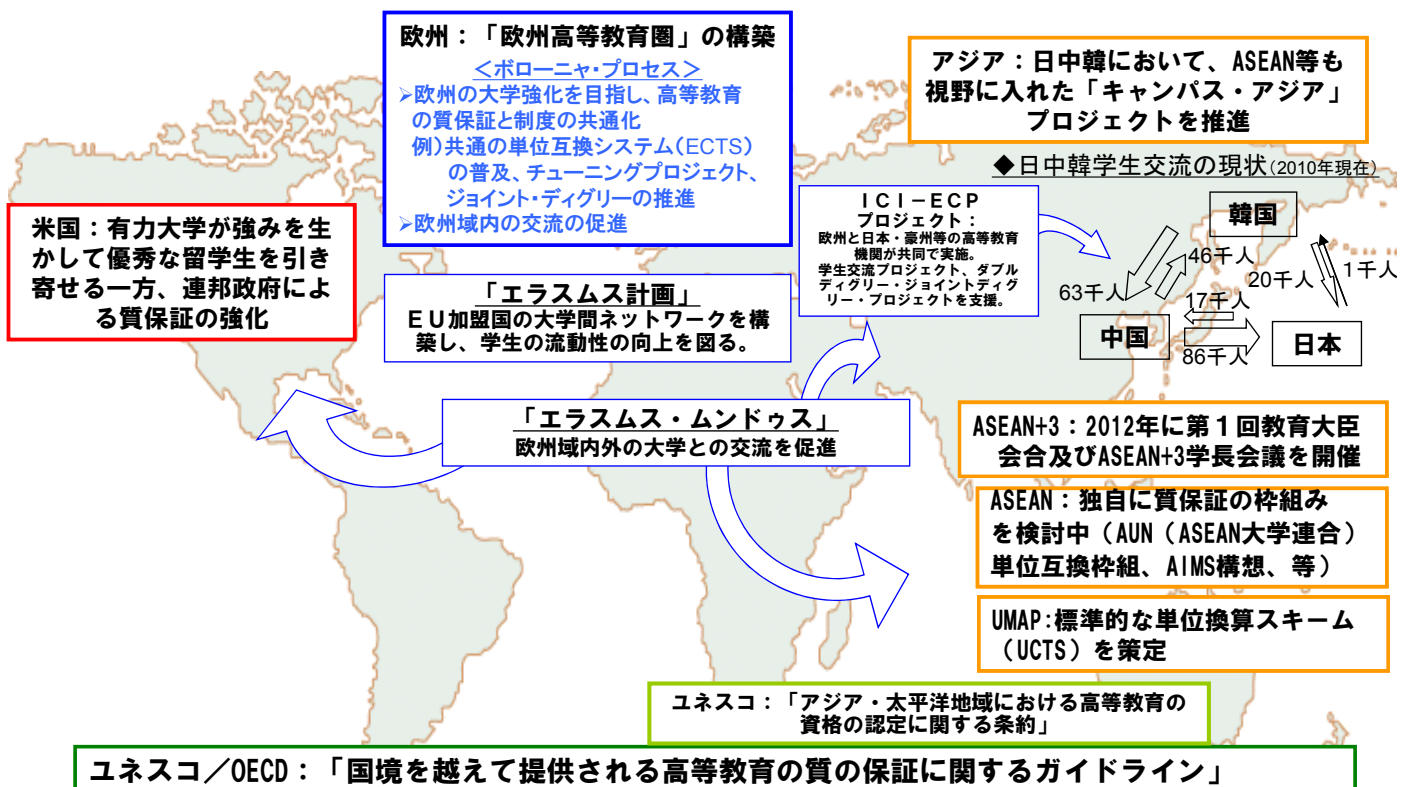
【評価指標】

- ①世界各国の学者による評価
- ②世界各国の雇用者による評価
- ③教員一人あたり論文引用数
- ④学生一人あたり教員比率
- ⑤外国人教員比率
- ⑥留学生比率

(参照) <http://www.topuniversities.com/>

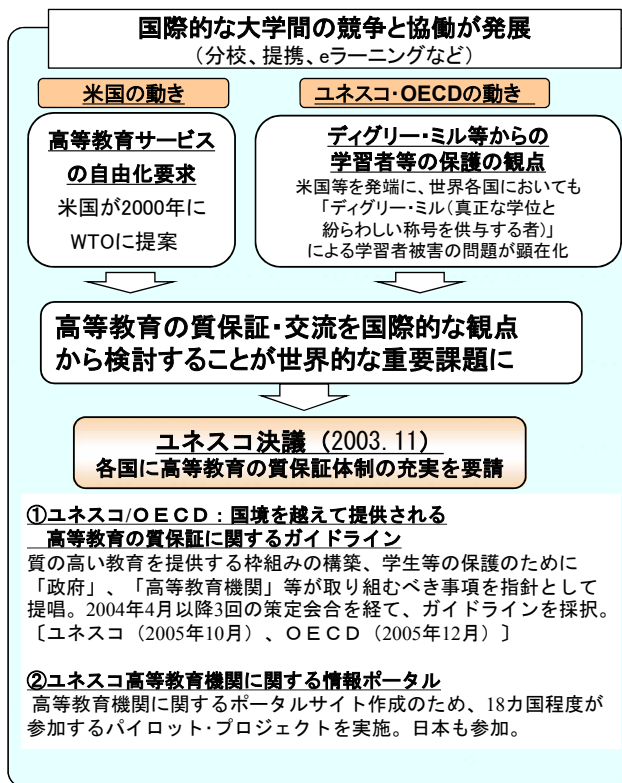
(2) 高等教育の国際的な質保証を巡る世界の動向と我が国の対応

世界的な高等教育圏の動向

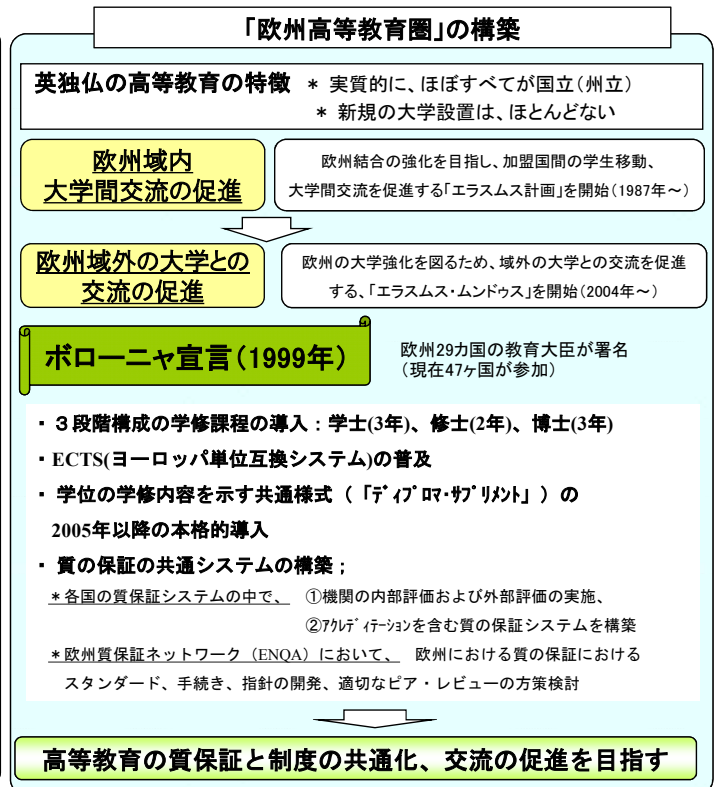


高等教育の国際的な質保証・交流を巡る世界の動向

米国・国際機関における動き



ヨーロッパにおける取組



ユネスコ「アジア・太平洋地域高等教育の資格の認定に関する地域条約」

1. 旧地域条約



アジア・太平洋地域内における学生や研究者の流動性を高める観点から、単位や学位の相互認定や、その他高等教育機関への入学・進学条件の互換性等に関する原則を定めることを目的として、1983年に採択、1985年に発効。2010年2月末現在で21カ国が加盟(我が国は未締結)。

※締約国：中国、オーストラリア、スリランカ、トルコ、北朝鮮、韓国、ネパール、モルジブ、ロシア、モンゴル、タジキスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、バチカン、キルギスタン、トルクメニスタン、カザフスタン、インド、ラオス、フィリピン、インドネシア

2011年11月 ユネスコ条約改正会合の開催(於：東京)条約案は、26か国の正参加国の全会一致で採択



2. 改正地域条約のポイント

○資格審査に関する基本原則(第3章関係)

いずれかの締約国で授与された資格の保持者は、適切な機関への要請に基づき、迅速に、資格の審査の機会を与えられるものとする。各締約国は、資格審査、認定手続、基準について、透明性、一貫性、信頼性、公平性等を確保するものとする。

○高等教育に志願する権利を与える資格、高等教育資格等の認定(第4~6章関係)

各締約国は、実質的な相違が見られない限り、他の締約国において授与された高等教育課程への入学志願のための資格、既修得学習及び高等教育資格を認定するものとする。

○審査、適格認定及び認定に関する情報(第8章関係)

各締約国は、それぞれの高等教育制度に関する適切な情報を提供するため、高等教育情報を提供する「国内情報センター」の設立と維持に向け適切な措置を講ずる。

早期の条約締結を目指し、検討を進めていく

5. 大学のガバナンスの在り方

国公立大学のガバナンス構造(1)

(1) 国立大学

①設置者

国立大学法人

②法人の設立

国立大学法人法において各大学(法人)の設置を規定(法律による設立)

③役員

理事長＝学長

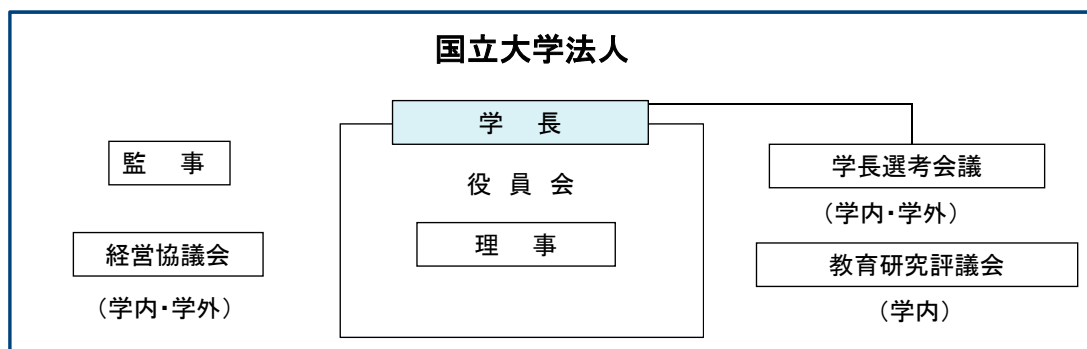
(学長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する)

理事・監事

④運営組織

経営協議会・教育研究評議会、学長選考会議を設置

特定の重要事項を議決する役員会を設置



国公立大学のガバナンス構造(2)

(2) 公立大学

①設置者

公立大学法人／地方公共団体

②法人の設立

地方公共団体の判断により大学設置、法人化

議会の議決を経て申請、国等が認可

(都道府県が設立する場合には、総務大臣・文部科学大臣の共同認可)

③役員

公立大学法人の場合、原則として、理事長＝学長

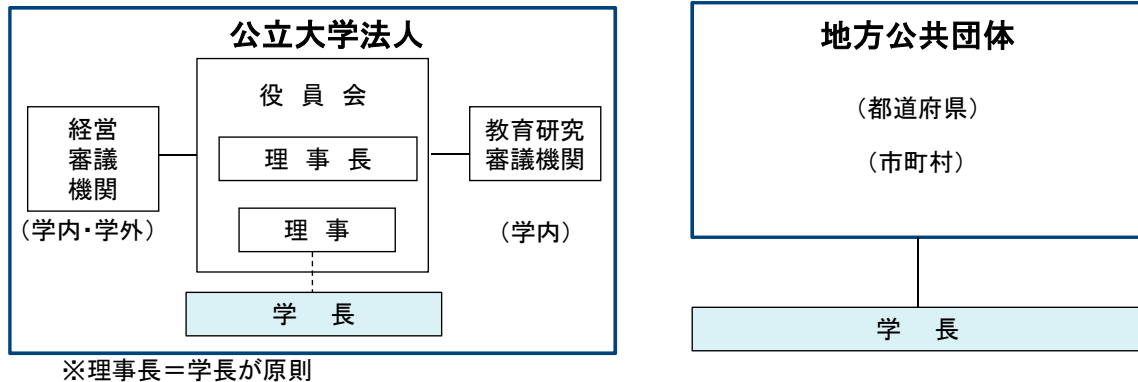
(ただし、地方公共団体の選択で別に理事長を任命することができる)

理事・監事

④運営組織

経営審議機関・教育研究審議機関を設置

役員会などについては、設立団体の判断により定款等で設置



国公立大学のガバナンス構造(3)

(3) 私立大学

①設置者

学校法人

②法人の設立

私立学校法の規定に従い設立認可を申請、国が認可

③役員

理事長

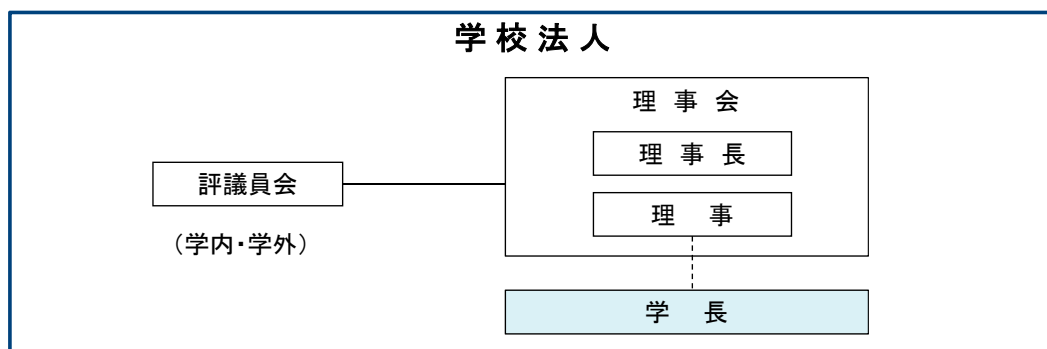
理事・監事

(学長は理事となる。ただし、二以上の私立学校を設置する学校法人にあっては、校長のうち一人又は数人の校長が理事となる。(私立学校法第38条 第1項第1号、第2項))

④運営組織

最終的な意思決定機関として理事会を設置

諮問機関として評議員会を設置(法人の判断により議決機関とすることも可)



◇教授会

- 国公立大学を通じ、「重要な事項」を審議するために教授会を置くこととしている(学校教育法第93条)。学部教授会の審議事項は、大学運営全般に及ぶものではなく、学部の教育研究に関する重要事項であり、具体的には、教育研究に関することや、学生の入学、退学、卒業の認定に関することなどが審議に付されている。

【学校教育法】

第93条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

【学校教育法施行規則】

第144条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。

国立大学におけるガバナンス整備の取組(1)

- 「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」(平成10年10月26日大学審議会答申)においては、大学の運営と教育研究に関する機能分担と連携協力の関係を明らかにする観点から、学内の機能分担の明確化による組織運営体制の整備を提示。
- このため、平成11年に改正された旧国立学校設置法では、教授会の役割を明確化するとともに、大学の運営に関する重要事項について、学長や学部長から構成される評議会において審議することとされた。

【国立学校設置法(抄)※現在は、国立大学法人法の制定に伴い廃止】

(教授会)

第7条の4

4 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- 一 学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項
- 二 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- 三 その他当該教授会を置く組織の教育又は研究に関する重要事項

<参考>

(評議会)

第7条の3

5 評議会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- 一 大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- 五 教員人事の方針に関する事項
- 六 大学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
- 八 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

- さらに、平成16年より国立大学が法人化され、教育研究協議会や経営協議会が設けられた。教育研究評議会では、教員人事に関する事項や教育課程の編成方針に関する事項など教育研究に関する重要事項を、経営評議会では予算の作成や執行など経営に関する重要事項を審議することとされ、国立大学法人におけるガバナンスが整備された。

また、運用面でも、

- ・教授会の審議事項や開催回数を精選、
 - ・入試委員会を法人本部に一元化して、意思決定を迅速化、
- など各大学における独自の取組が行われている。